

人権教育推進のための調査研究事業

1. 事業の要旨

人権一般の普遍的観点からの取組及び各人権課題に対する取組(女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題 他)を推進するため、人権教育の推進方策について の調査研究を行うとともに、人権問題解決のための研究協議を開催するなど人権 教育を推進することをその目的としています。

2. 事業の内容

(1) 調査研究委員会の設置

本省に委員会を設け、全国的な活動実態を把握するとともに、総合的な人権教育に関する振興方策等について検討を行う。

(2) 人権教育に関する実践的調査研究

人権教育に関する学習機会の充実方策等に関して、県内3地域を指定して、実践的な調査研究を実施するとともに、研究成果の取りまとめ及びその成果の普及・啓発を実施

(研究事項)

人権教育に関する学習機会の充実方策

学習意欲を高める参加体験型学習プログラムの開発,普及方策

人権教育に関する指導者研修の充実方策

人権教育に関する情報提供の在り方、関係機関との連携方策

(人権課題)女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題 他

(実施主体)地方公共団体の協力を得て国で実施

(3) 人権教育に関する研究協議会の開催

地方公共団体の人権教育指導者等を対象に研究協議会を開催

[実施主体]:地方公共団体の協力を得て国で実施